

# 新光日本インカム 株式ファンド (3ヵ月決算型)

追加型投信/国内/株式

商品分類			属性区分			
単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態
追加型	国内	株式	その他資産 (投資信託証券(注))	年4回	日本	ファミリーファンド

注・・・株式 一般

上記、商品分類および属性区分の定義については、下記社団法人投資信託協会のホームページでもご覧いただけます。  
《社団法人投資信託協会インターネットホームページアドレス》<http://www.toushin.or.jp/>

委託会社 **新光投信株式会社** [ファンドの運用の指図を行う者]

金融商品取引業者登録番号 関東財務局長(金商)第339号

設立年月日 昭和36年6月14日

資本金 45億円(平成23年2月末現在)

運用する投資信託財産の合計純資産総額 1兆9,232億円(平成23年2月末現在)

受託会社 **株式会社りそな銀行** [ファンドの財産の保管及び管理を行う者]

ファンドに関する金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第15条第3項に規定する目論見書(以下「請求目論見書」といいます。)は委託会社のインターネットホームページに掲載しています。

また、請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に掲載しています。

ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)に基づき事前に投資者の意向を確認します。

また、投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されています。

この目論見書により行う『新光日本インカム株式ファンド(3ヵ月決算型)』の募集について、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により有価証券届出書を平成22年10月28日に関東財務局長に提出しており、平成22年10月29日にその届出の効力が生じております。

<ファンドに関する照会先>

**新光投信株式会社**

ホームページアドレス <http://www.shinkotoushin.co.jp/>

ヘルプデスク **0120-104-694**(フリーダイヤル) 受付時間は営業日の午前9時～午後5時

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

## <ファンドの目的>

- 主としてわが国の株式に実質的に投資し、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

## <ファンドの特色>

- 新光日本インカム株式マザーファンド（以下「マザーファンド」という場合があります。）を主要投資対象とし、安定した配当等収益の確保と投資信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。

- ◆当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

※詳しくは後述の「ファンドの仕組み」をご覧ください。

- ◆わが国の取引所上場株式（上場予定を含みます。）、不動産投資信託受益証券および不動産投資法人投資証券（以下総称して「不動産投資信託証券」といいます。）を実質的な主要投資対象とします。

### マザーファンドの運用方針

- 予想配当利回りが高いと判断される株式ならびに不動産投資信託証券(REIT)\*に分散投資し、配当収益の確保と中長期的な値上がり益の獲得を目指します。  
※REITの組入比率は、純資産総額の5%を上限とします。
- 組入銘柄は、予想配当利回り、配当性向および信用リスクなどの基準（以下「スクリーニング・ガイドライン」といいます。）を用いて候補銘柄を抽出したのち、業績動向、株価指標ならびに流動性などを総合的に勘案して選定します。
- 運用にあたっては、組入銘柄の入れ替えを抑制した投資姿勢を基本とします。組入銘柄の入れ替えにあたっては、スクリーニング・ガイドラインをはじめとする銘柄選定要因を参照します。

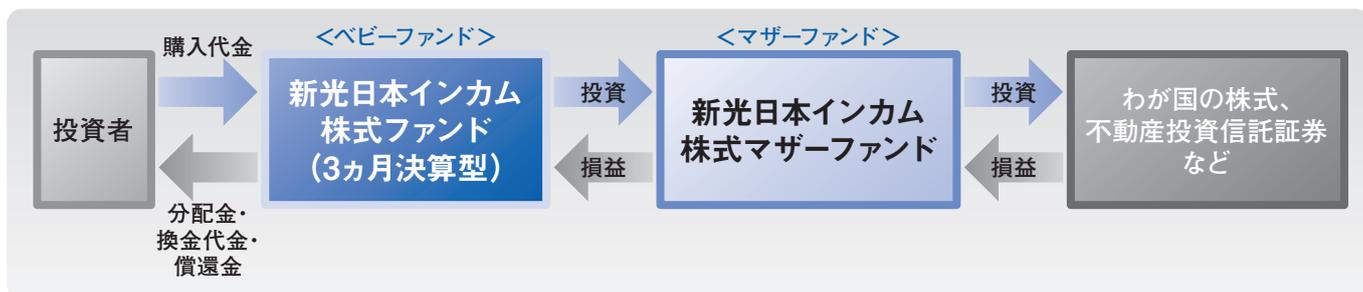
※実質的な株式組入比率は高位を基本とします。

大量の追加設定または換金が発生したとき、市況の急激な変化が予想されるとき、償還の準備に入ったときなどならびに残存元本が運用に支障をきたす水準となったときなどやむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。

## ファンドの仕組み

- 当ファンドの運用は「ファミリーファンド方式」で行います。

「ファミリーファンド方式」とは、投資者のみなさまからお預かりした資金をベビーファンド（当ファンド）としてとりまとめ、その資金の全部または一部をマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。マザーファンドの損益はベビーファンドに反映されます。



※ベビーファンド（当ファンド）でわが国の株式や不動産投資信託証券などを直接組み入れる場合があります。

## 主な投資制限

株式への投資割合	株式への実質投資割合には制限を設けません。
不動産投資信託証券への投資割合	不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とし、上場または上場予定のものに限ります。
新株引受権証券および新株予約権証券への投資割合	新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以下とします。
同一銘柄への投資割合	同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
	同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以下とします。
	同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以下とします。
外貨建資産への投資割合	外貨建資産への投資は行いません。

## 分配方針

■原則として、年4回（毎年1月、4月、7月、10月の各月28日。休業日の場合は翌営業日。）の決算時に、収益の分配を行います。



- ◆分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。
- ◆毎決算時の分配金額は、利子・配当等収益相当額を基礎として、安定的な収益分配を行うことを目指して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ◆毎年1月および7月の決算時の分配金額は、基準価額水準や市況動向などを勘案して、前記の分配金額のほか、分配対象額の範囲内で委託会社が決定する額を付加して分配する場合があります。
- ◆留保益の運用については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づいた運用を行います。

※運用状況により分配金額は変動します。

## <基準価額の変動要因>

■当ファンドは、値動きのある有価証券などに実質的に投資しますので、基準価額は変動します。これらの運用による損益は、すべて投資者に帰属します。

したがって、当ファンドは、元本が保証されているものではなく、当ファンドへの投資により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

### 主な変動要因

株価変動リスク	株式の価格は、国内外の政治・経済・社会情勢の変化、金利動向、発行企業の業績・経営状況の変化、市場の需給関係などの影響を受け変動します。一般に、株価が下落した場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
投資銘柄集中リスク	当ファンドは、予想配当利回りなどに着目して選定した銘柄でポートフォリオを構築するため、業種配分などがわが国株式市場における構成比率と大きく異なる場合も想定され、わが国株式市場の全体の動きと当ファンドの基準価額の動きが大きく異なる可能性があります。
不動産投資信託証券の価格変動リスク	不動産投資信託証券は、不動産投資信託に対する様々な角度からの市場の評価や市況動向により価格が変動します。一般に、不動産市況、不動産に対する課税や規制などの影響により、また、不動産投資信託を運営する会社の運営の巧拙ならびにその財務内容などや不動産投資信託に対する税制や会計制度などの変更により、不動産投資信託証券の価格が変動する可能性があります。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
信用リスク	有価証券などの発行体が業績悪化・経営不振あるいは倒産に陥った場合、当該有価証券の価値が大きく減少すること、もしくは無くなる可能性があります。また、有価証券の信用力の低下や格付けの引き下げ、債務不履行が生じた場合には、当該有価証券の価格は下落します。これらの影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
流動性リスク	有価証券などを売買する際、当該有価証券などの市場規模が小さい場合や取引量が少ない場合には、希望する時期に、希望する価格で、希望する数量を売買することができない可能性があります。特に流動性の低い有価証券などを売却する場合にはその影響を受け、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。
金利変動リスク	公社債の価格は、金利水準の変化にともない変動します。一般に、金利が上昇した場合には公社債の価格は下落し、当ファンドの基準価額が下落する可能性があります。

※基準価額の変動要因(投資リスク)は、上記に限定されるものではありません。

## <その他の留意点>

- ◆当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。
- ◆当ファンドの運用はファミリーファンド方式で行います。そのため、当ファンドが投資対象とするマザーファンドを投資対象とする他のファンド(ベビーファンド)において、設定・換金や資産構成の変更などによりマザーファンドの組入有価証券などに売買が生じた場合には、当ファンドの基準価額に影響を及ぼすことがあります。

## <リスク管理体制>

- ◆委託会社において、リスク管理に関連する委員会を設けてファンドの「パフォーマンスの分析・管理」および「運用リスクの管理」を行っています。

パフォーマンスの分析・管理	運用成果を分析し、その結果を審議・検討してその評価を行います。
運用リスクの管理	投資信託財産の運用リスクの管理およびその管理の現状・適正性を把握し、管理方針を協議、必要に応じ運用部門へ改善指示を行います。

<基準価額・純資産の推移>

2005年7月29日～2011年2月28日

<分配の推移>



※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。換金時の費用・税金などは考慮していません。  
 ※基準価額(分配金再投資)は、税引前の分配金を当ファンドに再投資したとみなして計算した理論上のものであり、実際の基準価額とは異なります。  
 ※設定時から10年以上経過した場合は、直近10年分を記載しています。

2011年1月	30円
2010年10月	30円
2010年7月	30円
2010年4月	30円
2010年1月	30円
設定来累計	3,775円

※分配は1万口当たり・税引前の金額です。  
 ※分配の推移は、将来の分配の水準を示唆・保証するものではありません。分配が行われない場合もあります。

<主要な資産の状況>

資産配分

資産	純資産比率
株式現物	90.99%
投資証券	4.23%
その他資産	4.78%
合計	100.00%

※マザーファンドの保有口数に基づき計算した実質組入比率を記載しています。

業種別配分 (新光日本インカム株式マザーファンド)

業種	純資産比率
医薬品	11.89%
情報・通信業	11.56%
電気・ガス業	11.38%
電気機器	8.58%
卸売業	5.43%
その他	43.96%
合計	92.84%

※東証33業種分類にしたがって記載しています。  
 ※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入上位10銘柄 (新光日本インカム株式マザーファンド)

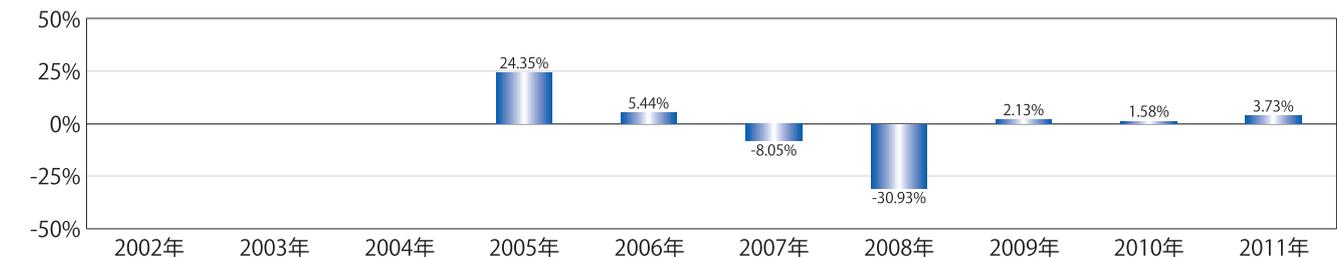
銘柄名	種類	業種	純資産比率
住生活グループ	株式	金属製品	4.38%
キャノン	株式	電気機器	4.28%
エヌ・ティ・ティ・ドコモ	株式	情報・通信業	3.92%
参天製薬	株式	医薬品	3.60%
エーザイ	株式	医薬品	3.41%
関西電力	株式	電気・ガス業	3.08%
伊藤忠商事	株式	卸売業	2.93%
九州電力	株式	電気・ガス業	2.87%
昭和シェル石油	株式	石油・石炭製品	2.83%
中部電力	株式	電気・ガス業	2.79%

※純資産比率は、マザーファンドの純資産総額に対する比率です。

組入銘柄数:52銘柄

<年間収益率の推移>

暦年ベース



※税引前の分配金を単純に合算して計算しています。  
 ※当ファンドにはベンチマークがありません。  
 ※2005年については、設定時から12月末までの収益率を記載しています。  
 ※2011年については、年初から2月末までの収益率を記載しています。

・当ページの図表は過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。  
 ・表中の純資産比率は小数第3位を切り捨てて求めたものであり、各比率の合計と合計欄の数値が一致しない場合があります。  
 ・最新の運用実績は、表紙に記載する委託会社のホームページなどでご確認いただけます。

<お申込みメモ>

購入単位	販売会社が定める単位 (当初元本1口=1円)
購入価額	購入申込受付日の基準価額 (当ファンドの基準価額は1万口当たりで表示)
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位
換金価額	換金申込受付日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額
換金代金	原則として換金申込受付日から起算して5営業日目からお支払いします。
申込締切時間	原則として営業日の午後3時までとし、当該締切時間を過ぎた場合の申込受付日は翌営業日となります。 ※申込締切時間は販売会社によって異なる場合があります。
購入の申込期間	平成22年10月29日から平成23年10月28日まで ※申込期間は終了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
換金制限	投資信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求に制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付 の中止及び取消し	金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申し込みの受付を中止することおよびすでに受け付けた購入・換金のお申し込みを取り消す場合があります。
信託期間	平成27年7月28日まで (平成17年7月29日設定)
繰上償還	受益権の総口数が10億口を下回った場合、当ファンドを償還することが投資者のため有利であると認める場合、やむを得ない事情が発生した場合などには繰上償還することがあります。
決算日	毎年1月、4月、7月、10月の各月28日 (休業日の場合は翌営業日)
収益分配	年4回の決算時に、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。 ※お申込コースには、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」があります。「分配金再投資コース」を選択された場合の分配金(税引後)は自動的に無手数料で全額再投資されます。ただし、販売会社によってはどちらか一方のみの取り扱いとなる場合があります。
信託金の限度額	2,000億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	毎年1月、7月の決算時および償還時に、期中の運用経過のほか、投資信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した運用報告書を作成し、知っている受益者に対し、販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取り扱われます。 配当控除、益金不算入制度の適用が可能です。

## <ファンドの費用・税金>

### ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用									
購入時手数料	購入申込受付日の基準価額に、3.15% (税込) を上限として、販売会社がそれぞれ独自に定める手数料率を乗じて得た額となります。								
信託財産留保額	換金申込受付日の基準価額に対し0.3%を乗じて得た額を換金時にご負担いただきます。								
投資者が信託財産で間接的に負担する費用									
運用管理費用 (信託報酬)	当ファンドの計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率1.05% (税込) を乗じて得た額とします。 運用管理費用 (信託報酬) は、毎計算期末または信託終了のとき投資信託財産から支払われます。								
	<b>&lt;運用管理費用 (信託報酬) の配分&gt;</b>								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">信託報酬 (対純資産総額・年率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>委託会社</td> <td>0.420% (税込)</td> </tr> <tr> <td>販売会社</td> <td>0.525% (税込)</td> </tr> <tr> <td>受託会社</td> <td>0.105% (税込)</td> </tr> </tbody> </table>	信託報酬 (対純資産総額・年率)		委託会社	0.420% (税込)	販売会社	0.525% (税込)	受託会社	0.105% (税込)
	信託報酬 (対純資産総額・年率)								
委託会社	0.420% (税込)								
販売会社	0.525% (税込)								
受託会社	0.105% (税込)								
その他の費用・手数料	上記以外にファンドの監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、資産の保管などに要する費用を、その都度、投資信託財産が負担します。 「その他の費用・手数料」については、定時に見直されるものや売買条件などに応じて異なるものがあるため、当該費用および合計額などを表示することができません。								

※手数料などの合計額については、購入金額や保有期間などに応じて異なりますので、表示することができません。

### 税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法などにより異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税および地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して10%
換金 (解約) 時 および償還時	所得税および地方税	譲渡所得として課税 換金 (解約) 時および償還時の差益 (譲渡益) に対して10%

※上記は、平成23年2月末現在のもので、税法が改正された場合などには、税率などが変更されることがあります。

※法人の場合は上記とは異なります。

※税金の取り扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

